

## 論 文 審 査 の 要 旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 法 学 ）	氏名	朴 清日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
<p>論 文 題 目</p> <p style="padding-left: 40px;">賃料等に対する抵当権の効力</p>			
<p>論文審査担当者</p> <p style="padding-left: 40px;">主 査 教 授 鳥谷部 茂 印</p> <p style="padding-left: 40px;">審査委員 教 授 堀田 親臣 印</p> <p style="padding-left: 40px;">審査委員 教 授 宮永 文雄 印</p>			
<p>〔論文審査の要旨〕</p> <p>本論文は、賃料等に対する抵当権の効力について、より堅実で実効性のある資金調達方法（借主）及び債権回収方法（貸主）として抵当権が発展するための法理論を探るという視点から、日本法及びドイツ法の意義を整理分析したうえで、韓国法の解釈論上及び立法論上の発展可能性を明らかにしたものである。</p> <p>韓国法については、現行民法では賃料や売買代金の規定が削除されたことなどの物上代位制度の概観、物上代位の目的物、物上代位の行使要件、不動産収益執行制度に関する議論、2013年の改正試案を整理し、これまでの学説・判例の現状を詳細に明らかにした。そのうえで、伝賃権利用の現状と従前の価値権説を堅持する学説・判例の影響が大きいことを指摘する。</p> <p>日本法については、賃料への物上代位否定説から肯定説への転換、最高裁判決による登記時基準説への拡張、担保法執行法改正による明文化への過程をきわめて詳細に整理分析し、物上代位・不動産収益執行・抵当権実行による効率性と登記時基準説の不明確性を指摘する。</p> <p>ドイツ法については、収益に対する抵当権の効力の概観、賃料債権への差押え（強制管理）の効力、事前処分との優劣などを整理分析し、抵当権者による抵当不動産の収益に対する差押え前は第三者との自由競争に委ね、差押え後は抵当権の優先弁済権を最大限に保障する明文規定を置き、他方では、差押えに対する第三債務者の不利益を排除する明文規定をも置くという実効性とバランスの取れた制度と評価する。</p> <p>朴論文は、以上のような日本法及びドイツ法の整理分析を踏まえて、競売手続による債権回収の長期化、景気停滞による不動産競売価格暴落の発生可能性、さらに抵当権の効力の実効性及び抵当権実行方法の多様化などの観点から、韓国における現行法の解釈論としては、ドイツ法のような抵当権実行の効力の拡張を、一般的賃貸借が増加した場合の将来の立法論としては、賃料債権等への物上代位・不動産収益執行制度の制限的な導入の可能性を示唆する。日本・ドイツ・韓国と3国の事情が異なる中で、抵当権に共通する理論から解釈論及び立法論を提示したことは韓国法のみならず日本法にとっても大きな意義がある。</p> <p>以上、審査の結果、本論文の著者は博士（法学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。</p>			

備考 要旨は、1,500字以内とする。